

令和2年度

日本赤十字社



会員募集の手引

〈赤十字会員増強運動〉

1 会員募集にご協力をいただく皆様に

日頃から、日本赤十字社にご協力をいただき誠にありがとうございます。

日本赤十字社では、国内で発生した災害救護活動をはじめ、国際救護・救援活動、ボランティアの育成や救急法講習会の開催など、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ための活動を広く展開しております。

こうした活動を展開できるのはすべて、赤十字の理念や取組にご理解をいただき、活動資金をお寄せいただく会員をはじめ市町村の赤十字担当者、協賛委員、赤十字奉仕団員、ボランティア等の多くの皆様により支えられており、活動資金については国や自治体からの補助金などの支援は一切受けておりません。

日本赤十字社では、一人でも多くの方々に赤十字の活動に対する理解を深めていただくため、毎年5月を「赤十字運動月間」として定め、全国各地で「赤十字会員増強運動」を実施しています。

今年も、大勢の方に赤十字活動を支えていただく「赤十字会員」にご加入いただけるよう、皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2 日本赤十字社の会員とは

日本赤十字社では、主に、東日本大震災や台風などによる豪雨災害といった大規模な災害等に対する救護活動をはじめ、様々な人道的活動を実施しております。

いかなる状況下でも「苦しんでいる人を救いたい」という赤十字の思いを結集して、活動が安定的かつ継続的に実施できるのは、賛同していただく支援者の皆様の温かい善意によって支えられているからであります。

このような支援者の方々のことを会員と呼んでおります。

5 会員（会員・協力会員）募集に際してのQ&A

Q 日本赤十字社への協力は強制的なものでしょうか？

A 決して強制ではありません。赤十字の目的や事業を理解していただいたうえで、自由な意思で加入いただいております。なお、本人の事情により協力額について、返戻等の申し出があった場合、お住まいの赤十字担当窓口にお問い合わせください。

Q 会員（会員・協力会員）になると何か特典があるのでしょうか？

A 特典はありません。会員になることの意義は、赤十字が実施する様々な人道的な事業に参画し、国内外を問わず国際的な人類の助け合い運動の仲間入りをするということです。

なお、年額2,000円以上の協力を頂いた会員の方には、後日、埼玉県支部から情報誌をお送りし、また、感謝のしるしとして協力額に応じて表彰させていただいております。

（「**7** 表彰制度」参照）。

6 税制上の優遇措置

一定額以上の活動資金にご協力いただいた方に、次の税制上の優遇措置を受けられる場合があります。

区 分		関係根拠法令	適用期間
個人	特定寄付金（寄付金控除）	所得税法	通年
	個人住民税にかかる寄付金控除	地方税法	通年（募集枠があります）
	相続税の非課税	租税特別措置法	通年
法人	指定寄付金	法人税法	毎年4月～9月（募集枠があります）
	特定公益増進法人に対する寄付金	法人税法	通年

7 表彰制度

社資にご協力いただいた場合、一定額を超えると次の表彰制度があります。

日本赤十字社の表彰	特別社員章 支部長表彰状 銀色有功章 金色有功章 社長感謝状
国の表彰	厚生労働大臣感謝状 紺綬褒章

この内容についてご不明な点がございましたら、お住まいの市区町村の赤十字担当窓口か日本赤十字社埼玉県支部までお問い合わせください。

日本赤十字社埼玉県支部
事業部 振興課
さいたま市浦和区岸町3-17-1
電話 048-789-7117 (代)